

## タブレット端末の持ち帰りに関する家庭へのお願い

神山町教育委員会 (2022/10)

学校・家庭での学習に使用する端末については、神山町で用意し、児童生徒に貸与します。それらを有効に活用しながら学んでいくためにはご家庭の協力が不可欠です。

児童生徒の端末持ち帰りについて、ご承知おきいただきたいこと、ご家庭にお願いしたいことについて記載しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

### ○端末を使うときの健康面の注意点について

本人の習慣として身につけられるよう学校でも指導しますが、特に低学年のお子様の場合などは保護者の方にも気にかけていただくと効果的です。

- ・ 目を画面から 30 cm 以上離して使う。
- ・ 30 分に 1 回は、20 秒以上画面から目を離して、遠くを見る。
- ・ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する。

### ○端末の使用時間等のルールについて

ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末をいつどのように使うかお子様と話し合うことが大切です。少なくとも、寝る 1 時間前からはデジタル機器の利用を控えるようにします。(睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなるといわれています。)

### ○端末の安全な利用について

不適切なサイトや SNS のアクセスを制限するフィルタリングソフト、ウイルス対策ソフトなどの対策は行っていますが、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするためご家庭でも指導をお願いします。

### ○端末の使用について

- ・ 学校からの持ち帰りの指示があったときに、家庭に端末を持ち帰り、家庭学習等で使用することになります。
- ・ 貸与された端末は、学習に関係のない目的では使用せず、原則「タブレット活用のルール」に従って使用していただきます。
- ・ 貸与された端末は、家に持ち帰りをしながら卒業まで使用しますので、児童生徒が大切に使用するようご家庭でも適宜ご指導をお願いいたします。
- ・ 神山町からの貸与となりますので、卒業時には本体のほか付属品(カバー、充電アダプタ、タッチペン)も学校へ返却してください。

- ・端末を持ち帰って家庭学習をするために、インターネット（wi-fi）環境が必要なことがあります。インターネットへの接続については、ご家庭の wi-fi が利用できるようご協力をお願いします。また、通信費については、ご家庭でのご負担をお願いします。
- ・就学援助費受給家庭を対象に無線 wi-fi ルータの貸出しを行いますので、教育委員会へご連絡ください。（通信機能付きモバイル wi-fi ルータの貸出しは行っていません。）

## 【Q&A】

Q. 持ち帰ったときに破損、紛失したときは？

A. 『徳島県 GIGA スクール運営支援センター』へ連絡してください。

自然故障、物損故障、盗難はタブレットの保証で対応できます。ただし、紛失、置き忘れ、故意に破損させた場合は弁償していただく場合があります。また、盗難の場合は警察へ盗難被害届を出していただきます。修理期間中は代替機を貸与します。

Q. 不具合が発生したときは？

A. 再起動しても元の状態にならないときは『徳島県 GIGA スクール運営支援センター』へ連絡してください。ただし、すぐに端末を使用しなくてもよい場合は、学校へ登校したときに担任の先生へ連絡してください。

Q. 持ち帰り用のケースはありますか？

A. 町では用意していません。カバーを取り付けているため外部からの衝撃にはある程度は耐えられますが、破損等に注意して持ち帰るよう指導します。小学生はランドセルに入れて持ち帰るよう指導します。

Q. 家にインターネット環境がない場合は？

A. 可能な範囲でご用意いただければと思いますが、学校または教育委員会へご相談ください。

**端末のトラブルは『徳島県 GIGA スクール運営支援センター』  
で対応します。  
利用についてはチラシをご確認ください。**